

12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月15日（金）午前10時～11時15分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、名和田 加奈江、
磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、関谷 利彦、
原野 英雄、富永 茂巳、野村 文雄、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二
・・・（16人）
4. 欠席委員 大草 知子、正司 浩幸・・・（2人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について

第3 報告事項

- 報告第1号 農地使用目的変更届について
- 報告第2号 農地法第18条規定による賃貸借契約の解約通知について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、12月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項39件及び報告事項2件となります。
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中2人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。楠地区の阿部委員、二俣瀬地区の原野委員をお願いします。なお、書記については事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議長： それでは、これより議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。

なお、議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件については、同一人を譲受人とする営農型太陽光発電設備の設置を前提とした議案ですので、審議の都合上、他の議案の審議後に一括して行いたいと思います。

したがって、議案第1号は残り54番のみとなりますが、委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、上田職務代理の退席を求めます。

(上田職務代理退出 10:04)

議長： 事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は15ページの二俣瀬地区の議案54番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 二俣瀬地区よろしいですか。

原野委員： はい。

議長： 採決に入ります。二俣瀬地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、54番は許可します。上田職務代理、席にお戻りください。

(上田職務代理入室 10:05)

議長： 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は25ページ、27ページの旧市地区の議案127番、128番について説明します。

2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、127番、128番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は29ページ、31ページの厚南地区の議案129番、130番について説明します。

2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、129番、130番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから40ページまでの東岐波地区の議案131番から134番までの4件です。

4件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 本日は正司委員が欠席ですので、東岐波地区の意見は私から申し上げます。
東岐波地区は問題ありません。

それでは、採決に入ります。東岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、131番から134番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから52ページまでの西岐波地区の議案135番から140番までの6件です。

6件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の6件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、135番から140番までは、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は53ページの楠地区の議案、141番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

壹岐委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、141番は許可します。

次に、議案第3号非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は55ページから74ページの議案57番から66番までの10件です。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号農用地利用集積計画(案)の審査となりますが、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)とともに、二俣瀬地区において委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により上田職務代理の退席を求め、まずは二俣瀬地区について審査します。

(上田職務代理退出 10:10)

議長： 事務局、二俣瀬地区の説明をお願いします。

事務局： まず、議案第4号農用地利用集積計画(案)、議案書は80ページです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 二俣瀬地区よろしいですか。

原野委員： はい。

議長： 分かりました。それでは採決します。
議案第4号農用地利用集積計画(案)について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は90ページです。
該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。これは、議案第4号にて、中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 二俣瀬地区よろしいですか。

原野委員： はい。

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について「意見なし」と回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
上田職務代理、席にお戻りください。

(上田職務代理入室 10:15)

議 長： 続いて、議案第4号農用地利用集積計画(案)の審査について、二俣瀬地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書75ページから79ページ及び81ページから88ページまでです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定及び農地の売買による所有権の移転の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
厚南、厚東、小野、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次の議案第5号は、先ほどの二俣瀬地区の案件のみとなりますので、審議済みとします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件について一括して審議します。

本件は、いずれも同一譲受人が農地を譲り受け、営農型太陽光発電設備の設置を前提として、その日陰を活用して榊を栽培するものです。

前回の審査の際にも申し上げましたが、審議に先立ち、審議において御留意いただきたい事項を申し上げます。

榊の栽培については、これまで本市及び本県において先例がほとんどないものであり、かつ本件譲受人は●●●●●●を本拠とする株式会社であり、また近年、中国地方をはじめ全国で急激に事業を拡大しています。

御存じのように、営農型太陽光発電設備の場合は、一般の太陽光発電設備の場合と異なり、下地は農地のままであり、農業委員会としても、今後引き続き適正な耕作が行われることについて関与する責任を負います。

加えて、本件は農地を借受けではなく取得することになることから、その営農の継続性・確実性についてより慎重に審議する必要があります。

また、本件に関しては、本件譲受人の関係者により市内の農業振興地域を中心に大規模な農地売却の勧誘が行われ、当委員会にも農地所有者及び近隣住民から数多

くの問合せをいただいているとともに、9月宇部市議会定例会においても、議員質問をいただき、適正に対処する旨の答弁を行った経緯もあります。

これらの点を踏まえ、先に9月の定例総会において、本件譲受人等から申請のあった7件について、慎重に審議した結果、営農計画の確実な履行について疑義があることから全件不許可といたしました。

このたび、本件譲受人等から改めて申請がありましたので、これを本定例総会で審議しますので、十分な審議をお願いします。

まず、前回審議から今回の申請に至るまでの状況を、事務局から説明させます。

事務局： 議案書は1ページから14ページまで及び17ページから24ページまでの議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件です。なお、50番、52番、56番は取下げによる欠番です。また、訂正表にありますとおり、全件の既耕作面積に訂正があります。

議案書に加えて本日追加資料を配布していますので、御確認ください。

まず、前回審議から今回申請までの状況を御説明します。

前回審議後、9月19日に本件譲受人等から新たに3件の申請があり、10月定例総会に上程を予定しておりましたが、譲受人の営農体制に変更が生じたことを理由に、10月12日に申請者から全件の取下申出書が提出されたことから、取下げとなりました。

改めて、今回、11月17日に14件の申請がありました。内訳としては、9月の不許可案件の再申請が7件、10月定例総会前の取下案件の再申請が3件、今回新規申請が4件です。

そのうち3件について11月25日に申請者から取下申出書が提出されたため、本定例総会には11件が上程されています。

取下申出があった3件の取下理由は、「当初予定していた電線の引込ルートの用地交渉が不調となったため」が2件、「現地測量の結果、パネル配置に変更が生じる可能性が生じたため」が1件で、いずれも9月定例総会で不許可となった事案です。この3件の取下げについては、本件が営農型太陽光発電設備の日陰で営農することを前提とした3条申請であることから、営農型太陽光発電設備の計画の見直しの必要が生じたことによるものだと思います。

議長： 今回の申請に至るまでの状況について事務局から説明がありました。

この経緯を踏まえると、本件は営農型太陽光発電設備の計画も含めた事業計画全体をよく確認する必要があるように思います。

続いて、本日配布資料等について、事務局に説明をさせます。

事務局： まず、申請地を担当する地区委員による協議を行い、申請者に不明点等を確認するとともに、先ほど会長から説明がありましたように、本件の審査の重要性と申請相互の関係性を考慮し、12月1日に関係委員にお集まりいただき、各地区でのそれぞれの協議状況の確認と、総会における論点の整理を行いました。

本日配布資料は、この整理に基づいて関連情報を収集したものです。

論点の1つ目は、前回不許可の理由となった営農体制の確実性についてです。

今回、当委員会からの申請内容を踏まえた質問に対して本件譲受人の回答について、本件申請地における営農従事者の準備状況を資料2頁に、農機具等の準備状況を3頁に、圃場における年間の作業内容や必要人役を4頁に記載しています。

回答によると、既に3条申請の許可を20件受けている山口市に拠点を確保し、職員の常駐や農機具の置場を確保する予定とのことですが、まだ実際には確保できておりません。また今後、地元雇用や地元農業者への作業委託も行いたいという意向ですが、まだ具体化はしていません。

なお、山口市に常駐予定の営農従事者は、山口市や宇部市の圃場に加え、中国地方他県の営農にも関わっていく計画となっています。

また本件譲受人から提出された農作業従事者26人を資料5頁に、現在の既存農地の耕作状況・営農体制についての回答を6頁・7頁に、今後の圃場追加整備計画についての回答を8頁に、全体の経営状況を示すものとして本件譲受人から提出された直近の決算報告書を9頁以降から14頁に記載しています。

今後の圃場追加整備計画については、中国地方だけでも今後2年間で400箇所以上の圃場を増加する計画となっています。

関係委員からは、本件譲受人の全社的な営農体制、とりわけ県内や中国地方各県における営農体制の在り方が、本市の圃場における営農の確実性にも影響すると思われるが、今後の圃場拡大への具体的な対応方法が不明確ではないかという意見もありました。

これに関連して、既に先行して20箇所ですく済の山口市における事業の進捗状況も留意する必要があるのではないかという意見もありました。

また、本件譲受人の圃場は資料6頁・7頁にありますように令和3年以降のものがほとんどで、榊は定植から収穫まで約5年を要するという営農計画で当面の売上は期待できない中、急激な圃場増加に伴う農地取得費用や職員増に対応する事業経費の増加に対応できるのかという意見がありましたので、本件譲受人に資金調達等について質問しました。

資料16頁がその回答ですが、見込みを含めた回答内容について具体的な挙証資料が添付されていないため、客観的判断ができないという意見もありました。

論点の2つ目は、営農地の選定と周辺営農との調整についてです。

既存の耕作地のある農業委員会に本件譲受人の耕作状況の確認を行ったところ、水気の多い田や低地での生育状況が思わしくなく、植替えも行っている事案もあることを確認していますが、資料15頁に記載したとおり今回の申請地の中にも低湿地等の条件不利地が含まれており、事前の現地確認が十分行われているのか疑わしいという意見がありました。

また、本件譲受人からは、農薬等の散布をはじめ周辺営農の支障にならないよう配慮し地域と協調して営農していきたいとの意向が示されていますが、これまでの対応について確認したところ、資料16頁の回答にあるように、現時点ではまだ周辺営農者との協議は行っていないとのことでしたので、許可後に実際に良好な関係で営農が実施できるか懸念する意見が出ています。

加えて、地域ではまだ栽培実績のない榊について、実際の栽培状況を確認できない状況で、本件譲受人の予定する病害虫、雑草、獣害等に対する対策には現地で通常行われているものと異なるところがあり、その実効性について懸念する意見が出ています。

以上これまでの論点について資料1頁にまとめていますので御確認ください。

なお、参考までに申し上げますと、農林水産省において、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見され現行の営農型太陽光制度がこれまで必ずしも適切に行われていないという現状認識から、12月4日に農地法施行規則改正と制度取扱ガイドライン案が公表され、パブリックコメントに付されています。

現時点では確定した内容ではありませんが、その内容には、申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合についての審査の強化や、実施者の栽培状況のみならず収支状況についても確認することになるなど、今回の審査の論点と共通する部分があり、その意味でも十分な審査が求められている事項といえるのではないかと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長： これまでの議論について、事務局から概要説明がありました。

これまでの議論を踏まえると、今回においても申請者の営農体制を全体として議論すべきと考えますので、議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件については、一体として審議したいと思います。

これまでの議論を整理しますと、本件譲受人の今後の急激な事業拡大に見合う安定的な営農体制について、本件申請地の状況も含めて検討を行ったところ、現時点ではまだ、その確実性の確認が十分できないのではないかとこのように思われます。

それでは、各委員から、これまでの論点整理も踏まえ、御意見ををお願いします。

はじめに、本件譲受人及びその関係者による農地取得の動きについて、何かありますでしょうか。農地取得について住民説明等がありましたでしょうか。

壹岐委員： まず今、本件譲受人が取得しようとしている農地は、だいたい道路のすぐ脇とか、まだ農地で使えるような良い場所であること、また、買取ですから取得した後の管理とかそういうことが特に問題になるのではないかと思われます。

議長： はい。ありがとうございます。取得後の管理等について意見をいただきましたが、営農方法及び地元との交渉について、何か気付きはありませんか。

関谷委員： 今までに、本件譲受人から地域全体を対象とした説明はありません。当事者とは話はあるようでは、はっきり言って、私の住んでいる地区の（申請地の）近辺の人は反対です。

なぜかという、圃場整備をしているし、そういう土地の中に営農型太陽光が入ってきたら、次から次へと広がるのが懸念されます。

また、周りは条件のいい農地で営農をしている人もいますが、その営農者の意向を聞かずに話を進めているようで、そういうやり方は私としては許せませんし、まだまだ信用できる状態ではありません。

議長： ありがとうございます。次に、従業員・農機具等の営農体制について、中国地方で400箇所（の圃場を2年間で増やす計画）の営農活動ができるかどうかについて、意見ををお願いします。

河村委員： 全圃場を管理するに当たって、この資料を見ますと、トラクター1、バックホー1、ハンマーナイフ1、草刈り機2、軽トラック1、500リットルタンク1との記載がありますが、自分の農業経験からしても、山口県内をこの農機具台数で本当にきちんとした管理ができるのか疑問です。

また、来年の3月までに配備するとはなっていますが、現在まだそろえていないわけではなく、これでは広範囲の圃場のすべての管理はできないのではなかろうかと、私は考えます。

議長： はい。ありがとうございます。難しいということですね。

次に、本件譲受人の資金調達等が気になるころではありますが、財務諸表を見られて気付きがありましたらお願いします。

野村委員： ここに、決算報告書が付けられています。これはあくまでも税務申告書ではないのでこれだけで分からないところが沢山ありますが、少し気付きを言います。

損益計算書で売上が2億7千万で、営業利益が5千万円くらいあります。その他に雑収入が5千万円くらい計上されていて、この5千万円というのが太陽光発電事業者への太陽光パネル設置に係る用地貸付金などが計上されるのかとも思われますが、本件譲受人は、これまでは全国的に大半は農地を賃借して事業をしておられたので（所有地でない農地に対する用地貸付料は発生せず）、雑収入の内訳が読みづらいところがあります。

これだけの金額の雑収入が営業利益と同じくらい計上されているのですが、今後これが継続的に続くのか判断しづらいところです。

それから、貸借対照表において、流動資産の上から2番目に売掛金が4千8百万円くらい計上されているんですけど、その内、先ほどの損益計算書で、貸倒引当金繰入額が1千万円となっています。農業を含めて一般的に貸倒引当金繰入額の割合に制約がある中、経営内容が分かりませんが、大きな金額が引当されているのが目立つなと思いました。

また、貸借対照表では今回相当利益が出てるんですが、今年の5月の決算で未払法人税と未払消費税を合わせると3千2百万円くらいあります。一方、流動資産のうち現金及び預金が3千3百万円ですので、通常決算をしたら2か月後に税務申告してこれを納めないといけないんですけど、資金の調達はなかなかかなかなど。

以上、決算書を見てあくまでも数字の上で、気付いたことをお話ししました。

議長： キャッシュフローが少し難しいようですね。
その他に皆さん何か意見ありませんでしょうか。

原野委員： 営農体制の確実性というところなんですけれど、今日も追加の資料もいただき、いろいろ書いてありますが、前回11月（の地区協議の際）の資料の3ページにあるように、すごい面積の農地を現在やられています。

また、5ページに本件譲受人の組織表があって、その中の●●●●の●●●が、今度、山口県の責任者になられ、●●●●●●と一緒に山口県に来られると、今回の資料に書かれており、丁寧に月ごとの従事日数も書かれてあります。

これによると、山口県から中国地方までを拠点とされるということですが、資料を見ますと、それぞれの地域で福祉団体や会社などに作業等は頼んでおられるように見えますが、二人が中国地方に来られて、これだけの日数の対応をされるということです。この営農をするためには移動する必要があると思います。

そうすると、関東圏はどうされているか分かりませんが、この体制の中でこれだけの日数を、実際に移動を含めて対応されるというところを見ると、確実な営農体制ができるのかなど不安に思います。

自分は榊の栽培をした事が無いので、どれくらいの作業量なのか確実には分からないのですが、これだけの面積で、なおかつ中国地方で200か所（1年間で増やすこと）を目指しているという状況で、この資料を見ても、本当に体制ができることはとても思えません。

それと、11月の資料には、冬場は榊の作業がないということで、他の作物を何かやりたいというようなことが書いてあるのですが、太陽光パネルの下で、榊は日陰がよいということで選んでおられるのでしょうか、そこに他の作物が植えられるのかなど、ちょっと不安に思いました。

そうすると、雇用した人員の冬場の賃金はどうなるのかなどの思いもあり、私としては確実的な営農体制があるとはいえないと思いました。

議長： はい。皆さんが不安に思っていることは一緒のようです。
他に意見はありませんか。

職務代理： 実際のところ宇部市の現状から考えても、農業振興地域、農用地区域において担い手の確保が非常に困難な状況です。圃場整備はしていますが、いわゆる不在者農地で、地主さんが家を売り払って出て行かれていないという状態もみられます。

そういう意味では、営農型太陽光の話が出たときに、ある意味「救世主」という部分もあると思いました。営農活動を地域に根付いた取組として進められたら、宇部市の農家の活性化、農地の荒廃を防ぐよい起爆剤になるかもしれない。ちゃんとやってくれるのであれば、一緒に協力しながらやってみたいなと思いは、実はあります。

しかしながら、何度か資料もいただき協議を重ねてきましたが、本日に至ってもいまだに納得できる状態ではありません。

特に納得できない点が2点があります。

1点は農地法第3条の全部効率利用要件を満たしていないということです。

既に農地を取得して、農地は取得するけれども、作業は委託で農業法人や福祉施設にやってもらうということですが、新しく農地を取得するにはそれなりに条件があります。現在保有・取得している農地については、全て効率的に有効活用ができていて、それでなおかつ土地が足りないから、買いたいから、ということであれば許可するのはもちろんです。

通常農地を買う場合には、1反の農地を自分で耕して、隣のおじいちゃんが倒れたから2反の農地を買ってくれないかと相談を受けた場合、自分一人ではできないから一緒にやってくれないかと妻に相談してOKが出れば、その2反の農地を取得できる。またその後、加えて3反の農地取得の話が出た場合、もう夫婦だけではできないから市外に住んでいる子どもに相談し、田植と稲刈りだけは手伝いに帰ろうという見通しがたったら、初めて3番目の3反の農地の取得に取りかかると思います。

今、本件譲受人はそういう状態でない。最初の2反をまだ耕作も植付けもしていない状態で、既に次の3反目の申請が出ている状態です。山口市でも既に許可を得て、太陽光パネルの着工はされているが、当然榊の植付はまだできていない。しかしながら既に次の申請がもう出ている。

農業委員会としては、これで全部効率利用要件の基準を満たしているのかの判断を皆でしていかなくてはならないと思います。

それからもう1点納得がいかないのは、全国展開のやり方です。

今ではネットでいろいろなものが買えます。北海道からでも、チョコレートやケーキでもお取り寄せができます。先日、私も沖縄の子どもに米を送りました。

榊については、裏山で採っていますが、切って水を与えたら1か月は持ちます。全国でも千円出せば、だいたい2日後には荷物は届きます。

榊は非常に軽いもので、1箱で小さい箱でも100束くらい入ります。そうすると、千円について1束当りの単価が運賃10円、利益50円とすると、埼玉から60円で宇部に送れるんです。

運賃の負担が少ないのに、どうして県外に出て行って県外で栽培しないといけないのか。作るのは埼玉で集中的にやって、遠方に配送すればいいのではないかと、その方が本件譲受人としても経営的にも助かるのではないかと私は思います。同じ農家として、農業経営を支援する農業委員として、アドバイスしたいと思います。

どう考えても、この全国展開のやり方は榊の全国展開のやり方ではないと思います。ラーメン屋さんがよく全国展開されます。これは東京に美味しいラーメン屋さんがあっても、4時間かけて新幹線で出前するわけにはいきませんから、そういう場合には、全国展開して店舗を構える必要があります。

しかし、榊の場合は1か月は持ちますので、宇部で栽培しなくても、埼玉で栽培して送ればいいわけです。どう考えても、全国展開の方法が、榊ではなく太陽光ではないかと思われれます。明らかに、太陽光を全国展開するために、その下に榊が植えられるのではないかと思います。

同じ農家として本件譲受人のことを考えれば、私は「ちょっと待て。良く考えてよ。」と社長にお話ししたいと思っています。どう考えても正常な榊の全国展開の方法ではないと思っています。

今後は応援もしたいとこれまで協議を重ねていますが、農地法にのっとり適正に処理していくことが我々の任務だと思っています。そのためには、今後も本件譲受人が宇部で継続的に取組ができていくのか、最初の見極めが大事だと思います。申請内容に不明な点があれば、農業委員会の中で皆が納得いくように十分に話し合っていく必要があると思います。

今の段階では、いろいろな疑問があり、時期尚早なところがあると思います。

人数とか、将来の計画が出ていますが、これは絵に描いた餅で、本件譲受人としても農地を取得できていないのに具体的な話ができない、都合がついていないというのは当然だと思います。

まずは実績です。現在どうなのかというところを踏まえて、本気でやってくれるかどうかです。

将来的に、太陽光を取り付けたけれど、その下に草茫々の中に柵が少しあるという状況になってしまえば、我々農業委員会としても導入した意味が無い結果となりますので、それだけは避けたい。

ちょうど近くで山口市に事例ができましたので、それを参考にしながらでも、議論をしていきたいと思っています。

議 長： 他に意見はありませんか。いろいろと御意見をいただきありがとうございます。それでは、委員会としての結論を出したいと思っています。事務局、採決の考え方について説明してください。

事務局： これまでの議論を踏まえると、本件では、個別の案件ごとの可否というよりは全11件の営農計画の全体の履行についてが論点になっていると思われます。

その中で、様々な御意見をいただいたところですが、先ほどお話をいただきましたように、農業委員会の決定としては、あくまでも農地法に基づいて許可要件に該当するかどうかの判断になるかと思っています。

そういう意味では、今回の論点につきましては、前回同様、本件譲受人が今後農地法に基づく全部耕作要件が達成できるかどうかということかと思っています。

その意味で、まず、事案ごとではなく全事案を一括して採決するか否かの採決方法を決めていただきたいと思います。

その上で、委員会の結論を明らかにするため、採決の取り方といたしましては、現行の営農計画の内容が法の規定を満たしていないという理由で不許可と判断するか。または現行の営農計画の内容をもって許可と判断するか。あるいは営農計画の内容について更に改善をしていただく必要があるということで継続審議として、営農計画の内容について農業委員会として更に確認をしていくのかについて。この順番で採決をいただきたいと思います。

この順で採決していただきで、いずれかに挙手をお願いします。もしこの過程で、不許可あるいは許可について賛成多数で採決となりましたら、これが委員会の結論ということになりますのでよろしくをお願いします。

議 長： つきましては、議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件について、一括して採決することとしてよろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 異議なしと認めます。

それでは、議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件について、まず不許可とすることについて採決します。

許可ではなく不許可とすることについての採決ですので、お間違いのないようによろしくをお願いします。

不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長： 賛成多数ですので、以下については採決を不要とし、議案45番から49番まで、51番、53番、55番及び57番から59番までの11件については不許可とします。

不許可理由としては、前回不許可の結果を踏まえて申請者から営農計画の見直しが行われたところですが、当委員会としては、現状では、依然「急激な規模拡大に対応できる営農体制の確保その他の営農計画の履行について確実性が乏しく、譲受人がその申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない」と判断したということになるかと思いますが、この整理でよろしいですか。

では、御異存ないようですので、そのように事務局に処理させます。

付議事項は終わりました。

次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。

報告第1号、議案書は91ページです。旧市地区に所在する農地所有者から田を畑とする旨の届出に伴う報告です。

次に報告第2号、議案書は93ページ、94ページです。楠地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これは報告事項であり了解いただきたい思います。

事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。

これを持ちまして、12月定例総会を閉会します。

(終了時間 11:15)